



平成27年3月18日
内閣府（防災担当）

「平成二十六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成26年等に発生した災害について、局地激甚災害及びこれらに適用すべき措置を指定する政令について、3月13日（金）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

1 政令の概要

平成二十六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

本政令により、平成26年等に発生した災害について、局地激甚災害を指定するとともに、これに対し適用すべき措置を指定します。

2 適用措置ごとの災害数と市町村数

上記政令により、早期局激を含む平成26年等の局地激甚災害に対する主な措置等は、次のとおりとなります。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する措置（法第3、4条）

対象災害数：4（融雪2、暴風雨1、地震1）

対象市町村数：6市町村

査定事業費計：約31億円

(2) 農地等の災害復旧事業等に関する措置（法第5条）

対象災害数：9（地滑り3、豪雨・暴風雨5、地震1）

対象市町村数：22市町村

査定事業費計：約47億円

(3) 小災害債に関する措置（法第24条）

対象災害数：11（地滑り3、融雪2、豪雨・暴風雨5、地震1）

対象市町村数：25市町村

3 適用措置の概要

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
道路、河川等の公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。
(過去5カ年の実績の平均は公共土木施設等は69% → 84%に嵩上げ)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。
(過去5カ年の実績の平均は農地等は84% → 93%に嵩上げ)
- (3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
公共土木施設や農地等に係る災害復旧事業で、小規模なものの事業費に充てる地方債に係る元利償還金について、基準財政需要額に算入します。

4 スケジュール

3月18日（水）公布・施行

(担当)

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 山田狩、小泉、阿部
代表：03-5253-2111（内線 51382, 51383）
直通：03-3501-5696

平成26年等局地激甚災害及び適用措置

局地激甚災害				適用措置		
自然現象等	都道府県	郡	市町村	3,4条	5条	24条
				公共土木施設	農地等	小災害債
平成23年9月1日から平成26年2月18日までの地すべり	三重県	多気郡 たき	大台町 おおだいちょう		○	○
平成25年8月1日から平成26年2月21日までの地すべり	島根県	邑智郡 おおち	美郷町 みさとちょう		○	○
2月16日及び同月17日の融雪	山梨県	北都留郡 きたつる	丹波山村 たばやまむら	○		○
3月30日及び同月31日の融雪	長野県	下水内郡 しもみのち	栄村 さかえむら	○		○
6月3日から同月7日までの豪雨	東京都		あきる野市 あきるのし		○	○
	宮崎県	東臼杵郡 ひがしうすき	諸塚村 もろつかそん		○	○
7月9日及び同月10日の暴風雨及び豪雨 (梅雨前線及び台風8号)	宮城県	刈田郡 かった	七ヶ宿町 しちかしゆくまち		○	○
	山形県	西置賜郡 にしおきたま	白鷹町 しらかまち		○	○
	福島県	南会津郡 みなみあいづ	只見町 ただみまち		○	○
	福島県	河沼郡 かわぬま	柳津町 やないづまち		○	○
	長野県	木曽郡 きそ	南木曽町 なぎそまち		◎	◎
	高知県	吾川郡 あがわ	仁淀川町 によどがわちよう		○	○
宮崎県	東臼杵郡 ひがしうすき	椎葉村 しいばそん		◎	◎	
7月19日及び同月20日の豪雨	富山県		魚津市 うおづし		○	○
8月8日から10月22日までの地すべり	徳島県	名西郡 みようざい	神山町 かみやまちよう		○	○
10月4日から同月7日までの暴風雨 (台風第18号)	鹿児島県		西之表市 にしのおもてし	○		○
	山梨県	南巨摩郡 みなみこま	富士川町 ふじかわちよう		○	○
	静岡県		富士宮市 ふじのみやし		○	○
	奈良県	吉野郡 よしの	野迫川村 のせがわむら		○	○
10月11日から同月14日までの暴風雨 (台風第19号)	兵庫県		洲本市 すもとし		◎	◎
	兵庫県		淡路市 あわじし		◎	◎
	沖縄県	国頭郡 くにがみ	大宜味村 おおぎみそん		○	○
11月22日の地震	長野県	北安曇郡 きたあづみ	白馬村 はくばむら	◎	◎	◎
	長野県	北安曇郡 きたあづみ	小谷村 おたりむら	◎	◎	◎
	長野県	上水内郡 かみみのち	小川村 おがわむら	○	○	○

※「◎」: 早期局地激甚災害として指定済み

政令第七十九号

平成二十六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制
定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法
」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に
掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十六年二月十六日及び同月十七日の融雪に よる災害で、山梨県北都留郡丹波山村の区域に係 るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三 項及び第四項に規定する措置

<p>平成二十六年三月三十日及び同月三十一日の融雪による災害で、長野県下水内郡栄村の区域に係るもの</p>	<p>平成二十六年十一月二十二日の地震による災害で、長野県北安曇郡白馬村及び小谷村並びに上水内郡小川村の区域に係るもの</p>	
<p>平成二十三年九月一日から平成二十六年二月十八日までの間の地滑りによる災害で、三重県多気郡大台町の区域に係るもの</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十五年八月一日から平成二十六年二月二十一日までの間の地滑りによる災害で、島根県邑智郡美郷町の区域に係るもの</p>		
<p>平成二十六年六月三日から同月七日までの豪雨に</p>		

よる災害で、東京都あきる野市及び宮崎県東臼杵郡諸塚村の区域に係るもの

平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による災害で、宮城県刈田郡七ヶ宿町、山形県西置賜郡白鷹町、福島県南会津郡只見町及び河沼郡柳津町、長野県木曾郡南木曾町、高知県吾川郡仁淀川町並びに宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係るもの

平成二十六年七月十九日及び同月二十日の豪雨による災害で、富山県魚津市の区域に係るもの

平成二十六年八月八日から十月二十二日までの間の地滑りによる災害で、徳島県名西郡神山町の区域に係るもの

<p>平成二十六年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨による災害で、兵庫県洲本市及び淡路市並びに沖縄県国頭郡大宜味村の区域に係るもの</p>	
<p>平成二十六年十月四日から同月七日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 鹿児島県西之表市</p> <p>ロ 山梨県南巨摩郡富士川町、静岡県富士宮市及び奈良県吉野郡野迫川村</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>備考</p> <p>一 平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十六年台風第八号によるものをいう。</p>	

- 二 平成二十六年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十六年台風第十九号によるものをいう。
- 三 平成二十六年十月四日から同月七日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十六年台風第十八号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による長野県木曾郡南木曾町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十六年政令第二百九十号）

二 平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十六年政令第三百六十一号）

三 平成二十六年十一月二十二日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十六年政令第四百三号）